

広島県教育委員会告示第一号

平成三十年広島県教育委員会告示第二号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）の一部を次のように改正する。

令和五年一月五日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(略)	(略)	(略)	(略)
条例等 (略)	条例等 (略)	条例等 (略)	条例等 (略)
広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）	(略)	広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）	(略)
教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）	第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第六条の二、第八条第一項、第九条から第十一条まで、第十二条第一項、第十四条並びに第二十二條第一項		
広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）	第五条第一項		
広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成十四年広島県規則第五十六号）	第六条第一項及び第二項、第八条第四項、第九条第一項、第十一条第三項、第十四項、第六項及び第七項、第十三条、第十四条第三項及び第十四項並びに第十五条第二項及び第三項		
(略)	(略)	(略)	(略)